五　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
備考　表中の［　］の記載は注記である。	
［八～三二　略］	［八～三二　同上］
（二）　福島県田村郡船引町大字船引字平背戸二〇七―一（七三七・五）	（二）　福島県田村郡船引町大字船引字平背戸二〇七―一（七三七・五）

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲			
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該防止区域に係る地域の名称	
［一～一四　略］						
一五　人命・財産の保護	㈠　滋賀県彦根市外町字東外町七八番地（一三七）		八・七	〇	滋賀県 彦根市　外町、幸町、芹川町、西沼波町、東沼波町、小泉町、高宮町、犬方町、金剛寺町、森堂町、極楽寺町、西葛籠町、川瀬馬場町、野口町、南川瀬町 犬上郡 豊郷町　安食西、安食南、三ツ池、大町、高野瀬、沢、下枝	五〇
用	㈡　滋賀県栗東市観音寺字亀谷三七四番地（六九一・八）					

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲			
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該防止区域に係る地域の名称	
［一～一四　同上］						
一五　人命・財産の保護	㈠　滋賀県彦根市外町字東外町七八番地（一三七）		八・七	〇	滋賀県 彦根市　外町、幸町、芹川町、西沼波町、東沼波町、小泉町、高宮町、犬方町、金剛寺町、森堂町、極楽寺町、西葛籠町、川瀬馬場町、野口町、南川瀬町 犬上郡 豊郷町　安食西、安食南、三ツ池、大町、高野瀬、沢、下枝	五〇
用	㈡　滋賀県栗東市観音寺字亀谷三七四番地（六九一・八）					
一六　削除						